

國二回 參議院司法委員會會議錄第四号

昭和二十三年一月二十日(金曜日)午後
一時四十二分開會

委員の異動
二月六日委員阿竹齋次郎君辭任につき、その補缺として星野芳樹君を議長において選定した。

本日の會議に付した事件

○人身保護法案(伊藤修君)

○行刑問題の調査に関する議員派遣期
間変更の件

○委員長(伊藤修君) それではこれより司法委員会を開會いたします。本日は人身保護法を議題に供します。まずはこの法案に對する提案理由を私から説明させて頂きたいと存じます。

ことは申すまでもありません。殊に第三十四條後段には「何人も正當な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及び辯護人の出席する公開の法庭で示さなければならない。」と規定されておりまして、身體の自由、即ち人身の保護の方法を如實に指示しておるのでありますから、この規定の趣旨を實現し得るような法律を速かに制定しなければならないのです。國會は唯一の立法機關として、政府の提案を持たないで、かような憲法上の重要な法律を立案する責任を負うものと存するのであります。これがこの法律の提案されることになつた根本的な理由であります。

除して、迅速に身體の自由を取りもどすために適切な法律上の手段方法は無けておるのであります。人身の尊重保護を特に重要視しておる新憲法の下に謹んで、不法な自由侵害に對して裁判所においては、到底放任して置くわけには行かないでありますし、このようないふた事態に備えて、非常例的な措置といたして、不法な自由侵害に對して裁判所に救濟を求める途を拓く必要から、この法律の制定が要請され、先に司法生徒審議會の議を経て、臨時法制調査會に答申された基本的人權保護法律案を試案を夢酌して、立案の運びになつたのであります。

責任ある辯護士を代理人として請求得るものとしたのであります。

まず手續の第一段としまして、人身保護の請求をなすには、書面又は口頭を以て、請求の趣旨及びその理由を拘束しておる者拘束の場所が判明するときは、これを裁判所に由つておるところは、これを裁判所に提出せねばならないことがあります。若ては、その要件を疏明するに必要な人的又は的の懸念乃至證據を裁判所に提供せねばならないことがあります。尙ほの請求をなすことは、不適式なものとして請求は却下されれるのであります。尙ほの請求をなす裁判所は、申立てによつて又は職務上送ることもできることになつてお

第三段の手續としては、裁判所が右の準備調査の結果、請求を棄却しないとき、又は準備調査を省略すべきものとしたときに、裁判所において、審問期日を定めて、請求者、その代理人、被拘束者及び拘束者を召喚するのであるが、これと同時に拘束者に對しては、被拘束者を審問期日に出頭させることを命ずると共に、右期日までに、拘束の日時場所及びその事由について答辯書を提出することを命ずるのであります。この命令が即ち人身保護命令書(人身保護令狀)でありまして、この命令に服從しないときには、勾引、勾留等の制裁が科せられるのであります。

人身保護の法律は、米英法系に固有の法律であつて、我々日本国民にはまだ経験のない全く新らしい法律であります。かような法律を立案して、ここに提案することになつた理由及びその内容について簡単に御説明申上げます。

現在において、法律上正當の手続によらないで、不法に身體の自由を奪われ、拘束されておる者を、その不法拘束から現實に免れしめて、迅速に自由を回復させることは、刑事訴訟の普通手續によつては、その適用の範囲と時間を要する等の關係から、到底所期の目的を達することができない場合があるのであります。殊に刑事案件とは關係なしに、國家の公権力によらないで、私人又は私人團體の力によつて、不法に自由を拘束された場合、例えば精神病者であるとして、法規の手続きによらないで監置されたり、或いは政争關係、選舉關係、勞働爭議の關係等から、反對側の暴力又は脅制によつて、拘留若しくは拘禁されたりした場合等に、これら不法の拘束を現實に排

正當の手續によらないで、存くも暴力の自由が不法に奪われ、又は制限された場合に、この現實の自由侵害から被害者を救済して、簡便且つ迅速にその自由を取りもどすことを目的とするものでありまして、刑事訴訟法によるもの以外に、急場を救う非常措置を講じたものであります。即ちこの法律による救済手續は、刑事訴訟とは異つて、私人の請求によつて裁判所の手で行われることが特色であります。

ます。第二段の手續として、右の請求をもつて親所と請謂しも子の申立てを受けると、裁判所は、請求が正當であると認めたときは、一應適式であると認めたときは、拘束者を呼出して、拘束が法律上正確手續によるか否か、その他拘束の事実について後日行う審問手續の準備をして調査するのであります。この進捗調査の結果、請求の理由がないことと明白となつたときには、裁判所は、被拘束者の審問手續に移らないで、決定を下して、請求を棄却して、被拘束者を束者の手に引渡すことになるのであります。併し請求が一應理由あるもの認められ、その疏明資料も整つて、裁量権はその自由裁量によれば、右の準備調査はこれを省略して、

右の審問期日における取調は、被拘束者及び辯護人の出席する公開の法庭で行われるのであって、裁判所は請求を理由なしとして却て棄却するときは、判決を以て請求を棄却して、被拘束者を拘束者の手に引渡すこととなり、又請求を理由ありとするときには、判決を以て被拘束者を直ちに釋放することになります。人身保護の請求事件については、最高裁判所が監督権を有する建前から見て、右の下級裁判所の判決に對して、高裁判所が上訴することができます。又最高裁判所は、事件の性質又は社會的影響等に鑑みて、

除して、迅速に身體の自由を取りもどすために適切な法律上の手段方法は缺

責任ある辯護士を代理人として請求
得るものとしたのであります。

に第三段の審問手續をすることにして
もよいのであります。

第四部 司法委員会議録第四号 昭和二十三年二月二十日 [参議院]

特に必要あるものとするときには、下級裁判所に係属する事件が、如何なる階段にあつても、これを引き取つて、下級裁判所のなした處分、裁判を取消して、みずから自由に處理することができることがあります。

最高裁判所は、右のような特殊の権限を有していますが、初審として、事件を受理する管轄権はないことになつています。これは事件の處理を一般的に簡便かつ迅速に處理する趣旨からであります。事件が社會的に重要性を有する場合には、必要に応じて事件を引取ることができますか、この機能を發揮することができます。最高裁判所に對して初審の裁判所は、受理した事件の通知、その處理の經過並びにその結果について、報告する義務を負うものとしたのであります。

尙、最高裁判所は、人身保護の請求

事件について、監督権を有しております。前から、この法律を運用するについて必要な手續に関する規則を定め得ることを明らかにしたのであります。最後に、この法律の運用を圓滑にするために、身體の自由を侵害された者を救済することにしたのであります。

以上がこの法律案の骨子であります。民主主義憲法の附屬法として、一日も缺くことのできない本法案について、何とぞ慎重審議の上、速やかに可決せられんことをお願いする次第であります。

この法案に對しまして、御承知の通り、イギリスにおきましては、慣例法時代から發達しており、且つ成文法時

代になりまして、一九七九年並びに一八一六年、この兩度に亘るところの人

身保護法が制定されておりますが、い

ずれもこれを範といたしますて、アメ

リカに採られ、現在においてはアメリ

カの連邦並びに各州憲法において、こ

れが基法的に定められておるような状

態であります。これを範といたしまし

て定められた日本の憲法の上におきま

しても、亦この法案が必要であること

は、今日言うまでもないこと存する

のであります。かような沿革もある次

第でありますから、この際、この法案

に對するところの現在日本における権

利者たる高柳賢三氏及び小林一郎氏、

この兩氏を證人として喚問いたしまし

て、この法案に對する沿革並びに法案

の狙い、こういう點について先ず聽取

いたしたいと存じますが、兩氏を喚問

することに御異議ありませんでしょ

うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) ではそういうことに決定いたします。では質疑は兩氏の證言を聞いてからにいたしたいと思ひます。

次に、本委員會で先に決定になりましたといろの行刑問題調査につきまして、第一班といたしまして九州地方に観察に赴くことになつておりますが、時局のかような關係上、今日直ちに出発することも不可能なような状態になりますから、第一班の日取に三月の十五日から向う十二日間ということに改めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) ではさように變更することに決定いたします。

他に何か御意見ありませんか。

か……では本日はこれを以て散會いたします。

午後一時五十八分散會

出席者は左の通り。

委員長 伊藤修君
理事 岡部常君

大野幸一君
齊武雄君

大野木秀次郎君
水久保基作君

中村正雄君
鬼丸義齋君

前之國喜一郎君
宇都宮登君

松村眞一郎君
宮城タマヨ君

星野芳樹君